

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度について

一 合意をするか否かの判断に当たつての考慮事情の明記（刑事訴訟法第三百五十条の二第一項関係）

検察官が合意をするか否かを判断するに当たつて考慮すべき事情として、合意に係る犯罪の関連性の程度を明記するものとする。

二 合意のための協議への弁護人の常時関与（刑事訴訟法第三百五十条の四関係）

被疑者又は被告人及び弁護人に異議がないときは、「協議の一部を被疑者若しくは被告人又は弁護人のいずれか一方のみとの間で行うことができる」とする規定を「協議の一部を弁護人のみとの間で行うことができる」との規定に改めるものとする。

第二 通信傍受について

一 通信の当事者に対する通知事項の追加（犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第三十条第一項関係）

傍受記録に記録されている通信の当事者に対して通知すべき事項に、傍受記録の聴取等及び傍受の原記録の聴取等の許可の請求並びに不服申立てをすることができる旨を追加するものとする。

二 国会報告事項の追加（犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第三十六条関係）

通信傍受について国会に報告すべき事項に、暗号技術を活用する方法により傍受の実施をした場合におけるその旨を追加するものとする。

第三 検討条項について（附則第九条関係）

検討条項を次のように改めるものとする。

一 政府は、取調べの録音・録画等（取調べにおける被疑者の供述及びその状況を録音及び録画の方法により記録媒体に記録し、並びにこれを立証の用に供することをいう。以下同じ。）が、被疑者の供述の任意性その他の事項についての的確な立証を担保するものであるとともに、取調べの適正な実施に資することを踏まえ、この法律の施行後三年を経過した場合において、取調べの録音・録画等の実施状況を勘案し、取調べの録音・録画等に伴って捜査上の支障その他の弊害が生じる場合があること等に留意しつつ、取調べの録音・録画等に関する制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

二 一のほか、政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の

施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

三 政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示、起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置、証人等の刑事手続外における保護に係る措置等について検討を行うものとする。

第四 その他

その他所要の規定の整理を行うこと。